

奨学のための給付金のご案内（詳細版）

1

「奨学のための給付金」とは？

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯で私立の専攻科生徒がいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付する制度です。

2

給付対象者

保護者及び生徒が、基準日（原則7月1日現在。秋入学等の生徒はその入学日現在）において次の全ての要件に該当する場合、給付金の給付の対象となります。

- (1) 生徒が私立の専攻科に在学していること。
※ 専攻科以外の生徒は、別紙専攻科以外生徒用のご案内を参照ください。
- (2) 生徒が専攻科支援金の受給資格者であること。
- (3) 生計維持者が青森県内に住所を有していること。
- (4) 基準日の属する年度分の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が
 - (ア) 非課税である世帯又は
 - (イ) 105,500円未満である世帯又は
 - (ウ) 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯であること

※「扶養する子が3人いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。なお扶養する子とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものである。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等（市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など）も、扶養する子に含める。

※ 災害等による離職や傷病等により家計が急変した世帯の場合、今後の収入見込みにより、世帯区分が上記の(ア)から(ウ)である世帯と認められる場合には、給付金の給付の対象となる場合があります。

※ 新入生世帯に限り、4～6月分の給付金の早期給付を受けることが可能です。

なお、次のいずれかに該当する場合は、給付の対象となりません。

- (1) 生徒が児童福祉法による措置に要する費用の支弁対象であり、その生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が支弁されている場合
- (2) 生徒又は生計維持者が青森県以外の団体又は個人から、奨学のための給付金の給付額を超える、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受けている場合
- (3) 生徒がその年の4月1日から翌年の3月31日までの全期間休学している場合

※ 生徒が青森県内の私立の高等学校等に在学していても、生計維持者の住所が他都道府県にある場合は、青森県からこの給付金を受けることはできません。

3

給付額

区分	(ア)	(イ) (アを除く)	(ウ) (イ)(ウを除く)
	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割の 合算額 105,500円未満 世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割の 合算額 264,500円未満 の多子世帯
専攻科	1人あたり 年額52,100円	1人あたり 年額10,420円	1人あたり 年額10,420円

※災害等（自然災害や火事等）により制服が喪失・毀損した場合は、上記金額に81,000円を加算することができます。

該当する場合は、随時御相談ください（生業扶助受給世帯を除く）。

4

申請手続

- 生徒が在学する学校に対し、各学校が定める期限（7月頃）までに、申請してください。
- 早期給付を希望する場合も、各学校が定める期限（6月頃）までに、申請してください。
- 家計急変や、災害等により制服が喪失・毀損した場合には、随時相談及び申請手続を行ってください。
- 2人以上の生徒がいる場合は、1人の生徒につき1件の申請が必要となります。

5

申請書類

●申請書（正本に限る。コピー不可）

・青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）

●添付書類

（1）道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合（（ア）世帯）

- ① その年度の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

（例）個人番号カードの写し、市町村が発行する課税証明書、非課税証明書、
道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税額通知書 など

- ② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

（2）道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満世帯の場合（（イ）世帯）

- ① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

- ② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

（3）道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額264,500円未満の多子世帯の場合（（ウ）世帯）

- ① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円未満であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

- ② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

- ③ 扶養親族申告書（別紙様式2）

（4）青森県以外の区域に設置されている高等学校等に在学している生徒

（1）～（3）に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。

- ① 在学証明書
- ② 専攻科支援金の受給資格があることを明らかにする書類
- ③ 個人対象要件を満たしていることを明らかにする書類

（4）その他

給付金と授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金等）との相殺を希望する場合は、（1）～（4）に掲げる書類のほか、給付金の受給を学校設置者（学校長）に委任する旨の委任状を提出してください。

6

その他

- 給付金の振り込みの時期：早期給付7月、通常給付12月（いずれも予定）
- 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、その給付金を返還していただきます。

7

問合せ先（在学する学校又は下記にお問い合わせください。）

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県こども家庭部県民活躍推進課 学事振興グループ （TEL 017-734-9869）

このフローシートは、奨学のための給付金受給申請書の「1 世帯の区分」にチェックする欄を確認するためのものです。次のフローに沿って奨学のための給付金受給申請書にチェックする世帯の区分を確認してください。

あなた（申請者）の住所地は、青森県ですか？

はい

いいえ

あなたの住所地の都道府県にお
問い合わせください。

給付申請の対象となる生徒は、本年7月1日に高等学校等又は専攻科に在学していますか？（注1）

はい

いいえ

給付金の支給対象外です。

給付申請の対象となる生徒は、専攻科に在学していますか？

はい

いいえ

専攻科以外の生徒の場合は、
別紙専攻科以外生徒用の
ご案内を参照ください。

生徒の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

はい

いいえ

（ア）世帯

生徒の生計維持者全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」の合算額が105,500円未満ですか？

はい

（イ）世帯

いいえ

（注1）

秋入学等の生徒については、「その秋入学の日に入學しましたか？」と読み替えてください。

※途中入学の場合は対象外となります。

また、家計急変や早期給付を希望する場合には、それぞれの基準日で判断してください。

生徒の生計維持者全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」の合算額が264,500円未満で、扶養する子が3人以上であり、生徒が生計維持者に扶養されている世帯ですか？

はい

（ウ）世帯

いいえ

給付金の支給対象外です。